

## 5. 検査体制の状況

### 地域外来・検査センターの設置

設 置 時 期	設 置 場 所
令和2年 5月～	札幌市①、苫小牧市、函館市
令和2年 6月～	江別市
令和2年 7月～	千歳市、札幌市②
令和2年 8月～	北見市
令和2年 9月～	北広島市、室蘭市
令和2年10月～	帯広市、石狩市
令和2年11月～	旭川市、恵庭市、小樽市①※、札幌市③、釧路市
令和2年12月～	美幌町、小樽市②※
令和3年 6月～	札幌市④
合 計	17か所 ※小樽市に設置した2か所は、令和3年3月末で廃止。

注) ○付き数字は同一市内での設置か所目を示している。

R3.10.31現在

29

### PCR検査等可能数

(単位:件)

検査機関	1日当たりの検査可能検体数		
	12/31現在	4/30現在	10/31現在
衛生研究所 ・ 保健所	道立衛生研究所	340	440
	道立保健所(10か所)※	300	800
	札幌市衛生研究所	120	120
	旭川市保健所	30	30
	函館市衛生試験所	40	100
	小樽市保健所	20	100
	小計	850	1, 590
医療機関	1, 450	2, 020	5, 920
民間検査機関等	1, 270	3, 350	6, 830
合 計	3,570	6,960	14,680

※岩見沢、俱知安、室蘭、苫小牧、渡島、上川、稚内、北見、帯広、釧路

R3.10.31現在

30

## 発熱者等診療・検査医療機関

(発熱患者等の診療・検査が可能な医療機関の指定)

指 定 時 期	指定診療・検査医療機関数
令和2年12月31日現在	759か所
令和3年3月31日現在	844か所
令和3年10月31日現在	933か所

<2次医療圏別の医療機関数内訳(令和3年10月31日現在)>

(単位:か所)

南渡島	南檜山	北渡島檜山	札幌	後志	南空知	中空知
91	3	6	433	78	27	9
北空知	西胆振	東胆振	日高	上川中部	上川北部	富良野
4	32	14	13	61	9	7
留萌	宗谷	北網	遠紋	十勝	釧路	根室
7	12	34	5	49	32	7



## 7. ワクチンの接種状況

### ワクチン(概要)

- 新型コロナワクチンの接種は、予防接種法に基づき、市町村が実施するもので、実施医療機関は、市町村との契約により実施しています。
- ワクチン接種は、本人の自発的意思に基づくものであり、ワクチン接種を受けないことによる差別や不当な対応は許されないものです。

区分	ファイザー社製	モデルナ社製	アストラゼネカ社製
ワクチンの種類	m-RNAワクチン		ウイルスベクターワクチン
接種回数	2回 (21日間隔)	2回 (28日間隔)	2回 (28~84日間隔)
接種対象年齢	12歳以上		原則40歳以上
主な用途・対象者等	個別接種 集団接種	集団接種 職域接種	アレルギー等でm-RNAワクチンを接種できない方、海外でAZワクチンを1回接種済みの日本在住者など
道における接種回数※ (11/21現在)	約665万回	約142万回	約770回

※接種回数はVRSの入力値等に基づくものであり、実際の接種実績より低い場合があることに留意。

35

### 新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

#### 1 ワクチン接種状況について(医療従事者等分を含む。11／21現在)

区分	1回目		2回目	
	接種者数	接種率	接種者数	接種率
北海道	4,110,746	78.6%	3,965,264	75.8%
(参考) 全 国	98,976,682	78.1%	96,081,564	75.9%

※接種率は令和3年1月1日現在住民基本台帳の人口に対する割合(医療従事者等の接種者数は首相官邸HPによる)。  
なお、上記はVRSの入力値等に基づくものであり(VRS未入力の職域接種分は含まない)、実際の接種率より低い場合があることに留意。

36

## 新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

### 2 年齢区分別接種状況(医療従事者等分を含む。11/21現在)

区分	道内の接種 対象人口 (対全人口構成比)	道内の接種率		(参考) 全国の接種率 (11/21現在)	
		1回目	2回目	1回目	2回目
12~19歳	344,205 (6.6%)	70.5%	62.1%	73.8%	68.7%
20~29歳	461,395 (8.8%)	74.1%	69.7%	74.8%	71.4%
30~39歳	545,877 (10.4%)	76.5%	73.2%	76.7%	74.0%
40~49歳	733,566 (14.0%)	81.8%	79.5%	81.8%	79.8%
50~59歳	697,270 (13.3%)	88.1%	86.3%	88.9%	87.4%
60~64歳	338,612 (6.5%)	89.8%	88.7%	89.7%	88.8%
65歳以上	1,668,858 (31.9%)	93.4%	92.8%	93.2%	92.6%

※接種率は令和3年1月1日現在住民基本台帳の各年齢区分別人口に対する割合(医療従事者等の接種回数を含む)。国接種率は首相官邸HP、道接種率は国の「ワクチン接種状況ダッシュボード」による。なお、上記はVRSの入力値に基づくものであり、実際の接種率より低い場合があることに留意。

37

## 新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

### 3 道内人口区分別接種状況(医療従事者等分を含む。11/21現在)

人口区分(市町村別)	市町村数	人口(人)	接種率(全年代)	
			1回目	2回目
100万人以上	1	1,961,575	76.4%	73.0%
20万人以上	2	583,288	77.9%	74.3%
10万人以上	6	849,242	79.0%	76.0%
3万人以上	13	722,259	79.1%	76.8%
1万人以上	33	578,442	81.6%	79.9%
5千人以上	39	272,482	82.9%	81.4%
3千人以上	41	165,341	83.4%	82.1%
3千人未満	44	96,103	84.5%	83.4%

※接種率は令和3年1月1日現在住民基本台帳の人口に対する割合(医療従事者等の接種者数は首相官邸HPによる)。

なお、上記はVRSの入力値等に基づくものであり(VRS未入力の職域接種分は含まない)、実際の接種率より低い場合があることに留意。

38

# 新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

## 4 ワクチン接種における道の取組状況

- 感染状況が極めて深刻な状況にあった札幌市をはじめとする石狩管内の感染を抑えることが全道への感染拡大防止に繋がることから、6月から10月まで、道医師会や札医大等と連携・協力の下、石狩振興局管内にお住まいの方を対象に、道直営の集団接種会場「北海道ワクチン接種センター」(札幌市厚別区)を設置・運営し、通算約8万回の接種を実施。

【接種実績】

使用ワクチン	対象者	接種期間	接種実績
モデルナ	高齢者等	6/19～ 8/13	39,092回
	16歳以上	8/23～10/21	40,902回
アストラゼネカ	原則40歳以上の希望者等	9/11～ 9/12	182回
計			80,176回

- 7月末以降、本庁指揮室と振興局で協力・連携し、10月末までの間、100市町村から50市町村に、合計96,684回分(約83箱相当)のファイザー社製ワクチンを融通。
- 一般向け接種の進展に伴い、特に若年層のワクチン接種率の向上に資するよう、チラシの作成・配布、WEB広告など、ワクチンへの正しい理解の促進等に関する広報を順次実施。

<広報チラシ>



<WEB広告>



# 8. 学校教育の対応状況

R3年10月15日 教育庁作成

## 学校の対策を万全とし、安全・安心な教育環境の提供

### 【児童生徒の感染状況】

全道的に新型コロナの新規感染者数は低い水準にある状況

### 【学校における感染予防の徹底の重要性】

感染再拡大への警戒を緩めることなく、学校の対策を万全とし、安全・安心な教育環境の提供により、子ども一人一人の学びを保障することが重要

#### I 校内に「持ち込ませない」

- SNSを活用し、集団感染等の要因・対策を、全道の学校・市町村と共に  
・感染の要因・傾向・対策等  
・感染症対策に係る専門家のアドバイス等
- 保護者向け啓発の実施  
・保護者向けに感染症対策の情報提供  
(ex)本人及び家族が風邪症状であれば休ませることなど  
・家族の健康観察の徹底  
・保護者向け動画の配信等
- 専門家の助言等  
・専門家による養護教諭等への感染症予防に関する  
リモート助言や研修会の実施  
・感染制御や換気の専門家の学校訪問による感染症  
対策の確認、助言



#### II 校内で「感染を広げない」

- 希望する教職員、児童生徒がワクチン接種しやすい環境づくり  
・医師会と連携した動画(正しい理解促進)作成  
・教職員の優先接種に向けた依頼  
・児童生徒が接種しやすい環境づくり  
・ワクチン接種の有無による偏見、差別の防止
- 感染拡大を予防する積極的な対応  
・範囲を広めに設定した予防的な休業の実施  
・基準に沿った休業措置の徹底  
・臨時休業時のオンライン学習及び出席停止の児童  
生徒への個別のオンライン学習の実施
- オンライン学習体制整備状況(10月末現在) 小・中学校 86.5% 遠隔高校 100%
- 寒冷な季節においても、サーメットやCO2モニター等の  
活用をはじめ、学校薬剤師等と連携して適切に換気を実施



#### ○ 部活動、大会等での感染症対策の徹底

- ・感染制御の専門家による部活動顧問を対象とした研修会の実施
- ・スポーツ団体等で構成する連携会議での対応の共有

- ・全道、全国大会の実施・延期・中止の考え方の共有



41

### 【健康・行動チェック】

日常生活をはじめ、修学旅行、部活動の大会等の事前・事後などの各場面において、児童生徒一人一人がICTを活用した入力フォーム「さあチェック」等による健康・行動チェックを確実に行い、教職員間で情報共有する。

## 保護者向け啓発の実施

保護者の皆様へ (2021.10.29 Ver.9) 北海道教育委員会

### 出席停止の取扱いについて

北海道が、全道域で警戒ステージを「1」に移行したことを見まえ、国が作成している衛生管理マニュアルに基づき、11月1日から出席停止の取扱いが次のとおりになります。

- 「同居する家族に風邪症状等がある場合」は感染症による出席停止になります。なお、「お子様に風邪症状等がある場合」は、引き続き、出席停止になります。

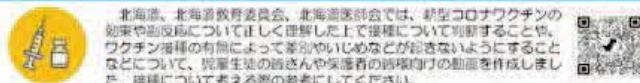
※ 同居の家族に高熱症状等がある場合は等、感染が不安で休ませたい場合は学校に相談してください。合理的な理由があると教員が判断した場合は、欠席とはなりません。



こんな時は、学校に連絡(情報提供)をお願いします

お子様・ご家族の状況	学校の対応
① お子様の感染が判明した	治療するまでの間「出席停止」
② お子様が濃厚接触者に特定された	保健所が指定する健康観察期間(14日間)の「出席停止」
③ お子様がPCR検査または抗原検査を受けることとなった(濃厚接触者を除く)	検査結果(陰性)が判明するまでの間「出席停止」 抗原検査や複数回用件の検査を除く。
④ お子様に風邪症状等がある	症状が消失するまでの間「出席停止」 状況を変更して、新型コロナウイルス感染症ではない診断を受けた場合は、「外出の取扱いについて判断しますので、学校に相談してください」
⑤ 「同居する家族に風邪症状等がある」とは、「同居する家族がPCR検査を受けることにになった」など、感染が不安である	地域の感染状況等により外出の取扱いについて判断しますので、学校に相談してください。

### 新型コロナワクチンの動画を配信しています



- 学校を通じて、保護者あてリーフレットを配布
- 10月29日付けのリーフレットでは、道の警戒ステージの変更に伴い、学校は衛生管理マニュアルのレベル1の対応に変わったことから、主に出席停止の取扱いについて周知

42

## 【学校の感染症対策改善セミナーの実施】

札幌医科大学教授の学校訪問による感染症対策に関するセミナー及び道総研職員の学校訪問等による換気に関するセミナーを実施

### 【I 専門家による学校訪問】

#### 1 目的

今後の感染防止を進める必要があることから感染症対策の専門家とともに学校の感染症対策の改善点を整理し、広く周知することにより、実効性のある対策の強化を図る。

#### 2 主催

北海道教育委員会、北海道

#### 3 対象者

学校教職員、教育委員会職員、保健所職員等

#### 4 専門家

札幌医科大学 医学部

感染制御・臨床検査医学講座

教授 高橋 聰 氏

#### 5 実施期間

11月8日（月）～12月21日（火）の間

#### 6 実施校数

11校

小学校2校、中学校3校、高校3校、特別支援学校3校

### 【II 専門家による換気の検証】

#### 1 目的

学校等における感染事例の要因として換気不良の指摘があることなどを踏まえ、換気の専門家とともに学校の感染症対策の改善点を整理し、広く周知することにより、実効性のある対策の強化を図る。

#### 2 主催

北海道教育委員会、北海道

#### 3 対象者

学校教職員、教育委員会職員等

#### 4 専門家

北海道立総合研究機構建築研究本部

北方建築総合研究所職員

#### 5 実施期間

※調整中

#### 6 実施校数（応募数）※今後選定

29校

小学校8校、中学校6校、高校11校、特別支援学校4校

43

## みんな安心「さあチェック(SA-Check(セーフティ&アクションチェック))」

Googleフォームを活用し、日常生活をはじめ、修学旅行、部活動の大会等の事前・事後等の各場面において、児童生徒1人1人が「さあチェック」等による健康・行動チェックを確実に実施、教職員間で情報共有（令和3年10月13日付け通知）

#### 趣旨

いかなる状況でも、平常の教育活動を止めることなく実施するため、Googleフォーム（以下、「フォーム」という。）を活用した点検・確認等により、感染予防及び感染拡大防止を図ります。

#### 実施概要

生徒がスマホ等から入力開始



#### 平常時

#### “さあチェック” [everyday]

（「体調・行動等入力フォーム」への入力）

- 従前と同様に、生徒が毎朝、登校前にフォームに回答
- チェック項目（以下の項目は従前と同様）
  - ・朝の体温・今の症状（「良好」、「せき」等のリストから選択）
  - ・同居の家族に風邪症状ある方の有無・感染リスクの高まる場所へ行ったか
  - 担任又は学年の担当者が一覧で状況を確認

#### 平常時

#### “さあチェック” [everyweek]

- 日常取るべき行動等について、生徒が毎週月曜日にフォームに回答
- チェック項目（以下、主な項目を記載）
  - ・必要に応じて、正しく手を洗い、手指消毒を行う
  - ・食事の際は、「黙食」を行うなど
  - 担任又は学年の担当者が一覧で状況を確認

#### “さあチェック” [部活動用]

平常時

- 生徒が毎日フォームに回答
- 顧問が一覧で状況を確認

大会前・大会中

- 生徒が大会前（2週間前・1週間前・前日等）及び大会中にフォームに回答
- 部活動のミーティング等で活用
- 顧問が一覧で状況を確認

QRコード

#### “さあチェック” [学校行事用]

準備～実施

- 生徒が、行事の準備開始から実施まで、1週間間隔でフォームに回答
- ホームルーム活動等で活用
- 担任等が一覧で状況を確認

QRコード

#### “さあチェック” [修学旅行用]

旅行前

- 生徒が旅行前（2週間前・1週間前・前日等）にフォームに回答
- ホームルーム活動等で活用
- 担任等が一覧で状況を確認

旅行中

- 生徒が毎朝フォームに回答
- 班会議等で活用
- 担任等が一覧で状況を確認

QRコード

44

# 9. 休業要請及び営業時間短縮等の協力要請

## ◆休業要請及び営業時間短縮等の協力要請の変遷

### (1) 夏の再拡大防止特別対策における協力要請

- ① 7/12～7/21
- ② 7/22～8/1

### (2) まん延防止等重点措置における営業時間短縮等要請

- ③ 8/2～8/13
- ④ 8/14～8/19
- ⑤ 8/20～8/26

### (3) 緊急事態措置における休業要請及び営業時間短縮等要請

- ⑥ 8/27～9/12
- ⑦ 9/13～9/30

### (4) 秋の再拡大防止特別対策における協力要請

- ⑧ 10/1～10/14

## ◆要請に係る支援金の概要等

45

### (1) 夏の再拡大防止特別対策における協力要請

■本道の中心としてあり、他の地域との人の往来も多い札幌市について、「重点地域」として、市内全域の飲食店等について時短等を要請

※当初の期間：7/12～8/22 【42日間】

① 7/12～7/21 【10日間】

② 7/22～8/1 【11日間】

要請の背景・根拠等

7月11日をもって、本道のまん延防止等重点措置の終了が決定され、道の警戒ステージ3に移行することとなったが、以下の観点から札幌市においてより一層の対策を徹底する。  
・デルタ株の確認事例増加など警戒が必要な状況が続いている、夏休みシーズンによる人流の活発化等を見据え、できる限り感染者数を減少させ医療提供体制の負荷を低減させることが必要  
・措置終了後の反動を防止するため、対策の段階的な緩和が必要  
・安定的なワクチン接種環境を整えることが必要

8月2日～8月31日

札幌市内を対象にまん延防止等重点措置



飲食店等への時短等の要請は、8月2日から同措置に基づく要請に移行

#### ■ 営業時間短縮

区域	重点地域（札幌市）	重点地域（札幌市）
施設	飲食店、遊興施設（飲食店営業許可を受けている店舗） ※5時から21時まで	飲食店、遊興施設（飲食店営業許可を受けている店舗） ※5時から21時まで

#### ■ 酒類提供時間短縮

区域	重点地域（札幌市）	重点地域（札幌市）
施設	飲食店、遊興施設（飲食店営業許可を受けている店舗） ※11時から20時まで	飲食店、遊興施設（飲食店営業許可を受けている店舗） ※11時から20時まで（一定要件あり）

#### ■ 飲食店等以外への要請

区域	重点地域（札幌市）	重点地域（札幌市）
要請等	大規模な集客施設においては、入場整理など、感染防止対策を徹底する <u>※時短等要請なし</u>	大規模な集客施設においては、入場整理など、感染防止対策を徹底する <u>※時短等要請なし</u>

46

## (2) まん延防止等重点措置における要請

■国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、人と人との接触機会を抑えるため、特措法第31条の6第1項などに基づき、措置区域の飲食店等について時短等を要請

【対象：札幌市(8/2～)、札幌市を除く石狩振興局管内市町村及び小樽市(8/14～)、旭川市(8/20～)】

※当初の期間：8/2～8/31(9/12) 【30(42)日間】

③ 8/2～8/13 【12日間】 → ④ 8/14～8/19 【6日間】 → ⑤ 8/20～8/26 【7日間】

### ① 飲食店等への要請・協力依頼

対象施設  
〔飲食店〕 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）  
〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗  
〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

要請等 内容  
◆営業時間は、5時から20時まで  
◆酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わない  
◆従業員への検査推奨、入場者の整理・誘導、発熱その他の症状のある者の入場の禁止など感染防止対策を実施する  
◆飲食を主として業としている店舗等ではカラオケ設備の利用を行わない  
◆業種別ガイドラインを遵守する

8月27日～9月12日

北海道が緊急事態措置区域に追加

### ② 飲食店等以外への要請・協力依頼

対象施設  
商業施設（生活必需物資を除く）、遊技施設、遊興施設、サービス業（生活必需サービスを除く）、劇場等、集会・展示施設、ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）、運動施設、博物館等

要請等 内容  
◆営業時間は5時から20時（イベント開催等は21時）まで  
◆酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）及びカラオケ設備の利用を行わない  
◆入場者の整理誘導等を徹底する  
◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する  
◆人数上限5,000人、かつ、収容定員 大声なし100%以内、大声あり50%以内  
※イベントに準じた取扱いを要請する施設等（劇場等、集会・展示施設など）  
◆大規模商業施設において、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う ※8/20から適用  
◆感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下食品売り場等について、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う ※8/20から適用

飲食店等への時短等の要請は、8月27日から同措置に基づく要請に移行

47

## (3) 緊急事態措置における要請 [特定措置区域]

■国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、感染拡大防止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、特措法第45条及び第24条により、特定措置区域の飲食店等について時短等を要請【対象：石狩振興局管内市町村、小樽市、旭川市】

⑥ 8/27～9/12 【17日間】 →

⑦ 9/13～9/30 【18日間】

### ① 飲食店等への要請・協力依頼

対象施設  
〔飲食店〕 飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）  
〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店  
〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

要請等 内容  
◆休業とする ※酒類又はカラオケ設備を提供（利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む）する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く）  
◆営業時間は5時から20時まで ※上記以外の飲食店  
◆手指消毒設備の設置や施設の換気などの感染防止対策を実施する  
◆業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目などを遵守する  
◆結婚式場においては飲食店と同様の要請に従うことなど

### ② 飲食店等以外への要請・協力依頼

対象施設  
商業施設（生活必需物資を除く）、遊技施設、遊興施設、サービス業（生活必需サービスを除く）、劇場等、集会・展示施設、ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）、運動施設、博物館等

要請等 内容  
◆営業時間は5時から20時（イベント開催等は21時）までとする ※1,000m<sup>2</sup>超は要請、1,000m<sup>2</sup>以下は協力依頼  
◆酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わない  
◆大規模商業施設において、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う  
◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する  
◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内  
※イベントに準じた取扱いを要請する施設等（劇場等、集会・展示施設など）  
◆土日におけるセールや集客イベントを自粛する（商業施設など）など

48

### (3) 緊急事態措置における要請 [一般措置区域]

■国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、感染拡大防止に向け、人ととの接触機会を徹底的に低減するため、特措法第24条により、一般措置区域の飲食店等について時短等を要請  
【措置区域：特定措置区域以外の市町村】

⑥ 8/27～9/12 【17日間】

⑦ 9/13～9/30 【18日間】

#### ① 飲食店等への要請・協力依頼

対象施設

〔飲食店〕 飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）  
〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗  
〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

要請等 内容

- ◆営業時間は5時から20時まで
- ◆酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）は、一定の要件※を満たした店舗においては11時から19時まで（9/13～9/30は19時30分まで）できることとし、要件を満たさない店舗については酒類の提供を行わない  
※同一グループ入店は原則4人以内、アクリル板等の設置、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用推奨など
- ◆業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目などを遵守する
- ◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない

#### ② 飲食店等以外への要請・協力依頼

要請等 内容

- ◆1,000㎡超の集客施設については、営業時間の短縮、酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛について検討する
- ◆大規模商業施設及び感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下食品売り場等について、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う

49

### (4) 秋の再拡大防止特別対策における協力要請

■緊急事態宣言終了後の急激な人流の増加を抑え、早期の再拡大を回避するために、国の基本的対処方針に基づく段階的な緩和の観点等を踏まえ、重点地域の飲食店等について時短等を要請  
【対象：札幌市】

※対策期間：10/1～10/31 【31日間】

⑧ 10/1～10/14 【14日間】

10/15～10/31 【17日間】

要請の 背景・ 根拠等

9月30日をもって、本道の緊急事態宣言の終了が決定され、道の警戒ステージ2に移行することとなったが、人の移動が活発化する秋の行楽シーズンを迎える。この専門家から、普段会わない人との接触機会が再び増えることで、再拡大につながる懸念が指摘されているため、緊急事態宣言終了後の急激な人流の増加を抑え、早期の再拡大を回避するために、一様ではない地域の感染状況や段階的な緩和の観点等を踏まえ、必要な対策を講じる。

#### ■ 営業時間短縮等

区域	重点地域（札幌市）	重点地域（札幌市）
施設	飲食店・喫茶店等、遊興施設（飲食店営業許可を受けている店舗） 【認証店】5時から21時まで 【非認証店】5時から20時まで ※同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以下 など	飲食店・喫茶店等、遊興施設（飲食店営業許可を受けている店舗） ※同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以下 など ※時短等要請なし

#### ■ 酒類提供時間短縮

区域	重点地域（札幌市）	重点地域（札幌市）
施設	飲食店・喫茶店等、遊興施設（飲食店営業許可を受けている店舗） 【認証店】20時まで 【非認証店】19時30分まで	—

#### ■ 飲食店等以外への要請

区域	重点地域（札幌市）	重点地域（札幌市）
要請等	大規模な集客施設においては、入場整理など、感染防止対策を徹底する ※時短等要請なし	大規模な集客施設においては、入場整理など、感染防止対策を徹底する ※時短等要請なし

50

# 要請に係る支援金の概要等

区分	要請期間		対象施設	対象地域	支援金（単価等）
①②	7/12～8/1	(21日間)	飲食店、遊興施設等	重点地域 (札幌市)	中小2.5～7.5万円、大企業20万円
③④⑤	8/2～8/26	(25日間)	飲食店、遊興施設、結婚式場等	措置区域 (札幌市)	中小3～10万円、大企業20万円
④⑤	8/14～8/26	(13日間)		措置区域 (札幌市除く石狩管内、小樽市)	
⑤	8/20～8/26	(7日間)		措置区域 (旭川市)	
⑥	8/27～9/12	(17日間)	飲食店、遊興施設、結婚式場等	特定措置区域	中小4～10万円、大企業20万円
				一般措置区域	中小2.5～7.5万円、大企業20万円
			1,000m <sup>2</sup> 超の大規模施設等	特定措置区域	大規模20万円/1000m <sup>2</sup> ×時短率 テナント2万円/100m <sup>2</sup> ×時短率
⑦	9/13～9/30	(18日間)	飲食店、遊興施設、結婚式場等	特定措置区域	中小4～10万円、大企業20万円
				一般措置区域	中小2.5～7.5万円、大企業20万円
			1,000m <sup>2</sup> 超の大規模施設等	特定措置区域	大規模20万円/1000m <sup>2</sup> ×時短率 テナント2万円/100m <sup>2</sup> ×時短率
⑧	10/1～10/14	(14日間)	飲食店、遊興施設等	重点地域 (札幌市)	中小2.5～7.5万円、大企業20万円

# 10. 生活に困窮される方々への支援

## (1) 生活福祉資金特例貸付の貸付状況

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方々などを対象とした生活福祉資金の特例措置に対して、これまで530億円を超える予算を措置しており、貸付実績では、特例貸付が開始された昨年3月25日から直近の9月末で、約118,000件、約421億となっている。

(新型コロナウイルス感染症の拡大前①と拡大後②による比較)

	令和元年度 ① ※2	令和2年度 ② ※3		令和3年9月末まで累計	増減 ②-①
件数 ※1	146件		71, 393件	117, 670件	71, 247件
貸付金額※1	12, 956千円		23, 414, 516千円	42, 101, 682千円	23, 401, 560千円

※1 緊急小口資金、総合支援資金(初回貸付分・延長貸付分・再貸付分)を合計した件数及び貸付金額。

※2 令和元年度は特例貸付実施前の本則運用分。

※3 令和2年度は、特例貸付が開始された令和2年3月25日から令和3年3月末までの数。

53

## (2) 生活困窮者自立支援事業の実施状況

### ■自立相談支援事業の相談件数

生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所を設置する自治体の自立相談支援機関において、生活に困窮される方々からの様々な相談に対応している。

(新型コロナウイルス感染症の拡大前と拡大後の状況)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (4月～8月)
新規相談件数 (全道)	8, 849件 (737件※)	⇒約3倍 26, 064件 (2, 172件※)	13, 386件 (2, 677件※)

※( )内の数字は、1ヶ月あたりの平均(小数点第一位を四捨五入)

### ■住居確保給付金の支給状況

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、昨年の4月20日から、「休業等に伴い収入が減少し、住居を失うおそれがある世帯」に対しても、家賃相当額を給付してきており、感染症拡大前の令和元年度と比較して令和2年度以降は高い水準で推移している。

(新型コロナウイルス感染症の拡大前と拡大後の比較)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (4月～8月)
新規支給 決定世帯数	96件 (8件※)	⇒約28倍 2, 718件 (227件※)	589件 (118件※)
支給額	9, 615千円	⇒約48倍 462, 068千円	185, 280千円

※( )内の数字は、1ヶ月あたりの平均(小数点第一位を四捨五入)

54

### (3) 生活保護の申請状況

- 全道の保護申請件数は、令和元年度は15,448件、令和2年度は15,375件と73件減少している。

※令和3年度(4月～8月)：6,335件

- 令和元年度から令和2年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響等を考慮した生活福祉資金の特例貸付など、生活を支えるための各種支援策により、社会経済情勢が厳しい状況にある中にあっても、人口減少などによる影響も想定されるが、生活保護申請の増加に繋がっていないものと考えられる。

55

### (4) ひとり親世帯への支援

- 令和2年度に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯を支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給した。

#### <支給対象者>

- 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- 公的年金等を受給していることにより、上記手当の支給を受けていないが、収入が支給制限限度額を下回っている者
- 上記手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、その収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている者

#### <北海道及び道内各市の支給実績> ※政令市・中核市を除く

- 上記対象者への基本給付の支給実績(延べ支給世帯数)は次のとおり  
対象者① 50,686世帯 (支給総額 3,322,580千円)  
対象者② 1,989世帯 (支給総額 126,360千円)  
対象者③ 2,563世帯 (支給総額 170,510千円)
- 上記対象者①②のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した者に対する追加給付の支給実績 9,715世帯(支給総額 485,750千円)
- 上記支給実績より、約1万世帯が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変している現状が明らかとなっている。

56

# 11. 主な取組等の実施状況

## 1. 「新しい旅のスタイル」の実施状況について

**1 趣 旨** 全道域での感染が落ち着いてきたことから、5月16日以降停止していた事業を10月15日から再開。感染状況等に留意しながら段階的に条件を緩和し、緩和した条件下でも徹底した感染防止対策の普及・定着を図る。

**2 実施内容** 10月15日～事業再開  
11月 1日～圏域設定を解除  
11月15日～同居者要件を解除

**3 実施期間** 10月15日（金）チェックイン～12月5日（日）チェックアウト

### 4 感染拡大した際の対応

行動制限の要請が行われた場合など、これまでと同様の圏域区分ごとに事業を停止する。

#### 【圏域区分】

- |                |                      |
|----------------|----------------------|
| ①札幌市           | ②道央1（石狩（札幌市を除く）、空知）  |
| ③道央2（後志、胆振、日高） | ④道 南（渡島、檜山）          |
| ⑤道 北（上川、留萌、宗谷） | ⑥道 東（オホーツク、十勝、釧路、根室） |

57

## 5 その他

### ◎「どうみん割」の実施

**趣 旨**：国の補助事業を活用し、新型コロナウィルス感染症により甚大な影響を受けている観光関連事業者を幅広く支援するため、「新しい旅のスタイル」の感染対策等を取り入れながら実施

**実施期間**：12月6日（月）チェックイン～12月29日（水）チェックアウト

**販売開始**：11月27日（土）正午

**対 象**：宿泊商品に加え、日帰りや交通付き商品も対象

**支援額等**：最大50%割引、上限5千円

利用者に小売店などで使用できるクーポン（2千円）発行

**そ の 他**：利用者・事業者による感染防止策の徹底、感染拡大等に伴う事業の停止条件の設定

58

## 2. 「ぐるっと北海道」の実施状況について

**1 趣 旨** 10月15日の圏域単位での再開後、いずれの圏域も感染が落ち着いており、11月1日から、より広域的な移動が可能な割引乗車券等の販売を再開。

**2 実施内容** 圏域設定を解除し、全道一円を対象  
( その他の要件等は従来通り )

**3 実施期間** **11月1日** (月) ~ 令和4年**2月末** (予定)  
( 交通事業者の準備が整い次第、順次販売再開 )  
※ 使用は、11月1日 (月) ~ 令和4年3月末

### 4 感染拡大した際の対応

行動制限の要請が行われた場合、これまでと同様の圏域区分ごとに割引乗車券等を販売する。

#### 【圏域区分】

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| ①札幌市            | ②道央1 (石狩(札幌市を除く)、空知)  |
| ③道央2 (後志、胆振、日高) | ④道 南 (渡島、檜山)          |
| ⑤道 北 (上川、留萌、宗谷) | ⑥道 東 (オホーツク、十勝、釧路、根室) |



### 5 販売状況 (11/16現在。カッコ内は販売開始日)

- 鉄道
  - ・JR北海道による道南エリア周遊パス (10/15~)、全道6日間周遊パス (11/5~)
  - ・道南いさりび鉄道による1日乗り放題パス (10/22~)
- バス
  - ・中央バスを含むバス事業者14社によるクーポン乗車券 (11/1~)
  - ・旭川電気軌道及び北都交通、沿岸バス、帯運観光による個別の回数券など (11/1~)
- フェリー 羽幌沿海フェリーによる往復割引券 (10/15~)
- 航空
  - ・ANA (11/1~)、JAL (11/19~)、HAC (11/19~) による割引乗車券

### 6 取組内容のPR

- ・道HPや北海道鉄道活性化協議会の特設サイト、テレビ・ラジオCM、YouTube広告等を活用し、交通事業者による割引乗車券等の販売を支援
- ・交通事業者が「新北海道スタイル」の実践による徹底した感染拡大防止に取り組みながら、コロナ禍でも、日常的に安全安心に利用できる環境を整えていることの周知を順次実施

### 3. 「Go To Eat」の実施状況について

**1 趣 旨** 感染予防対策に取り組みながら頑張っている飲食店を応援し、食材を供給する農林漁業者を応援するもの（農水省HPより）

**2 実施内容** 登録飲食店で使えるプレミアム付き食事券を発行

**3 実施期間** 販売期限は12月15日まで  
利用期限は12月15日まで

#### 4 感染拡大した際の対応

今後、感染状況が拡大に転じた場合は、利用人数の制限を設ける。また、行動制限を要請した場合、その地域において店内利用を停止し、テイクアウト、デリバリーのみとする。

61

#### 5 実施状況

- ・R2.11.10 食事券の販売を開始
- ・R2.11.30 全道での食事券の販売を停止し、利用を控える旨呼びかけ
- ・R3.8.19 利用条件を「テイクアウト、デリバリーのみ」に限定し、販売を再開
- ・R3.10.15 利用人数等の制限（4人以内、2時間以内）を設けた上で、店内利用を再開
- ・R3.11.1 利用人数等の制限を撤廃
- ・R3.11.12 販売期限を12月15日まで延長

【参考】  
「Go To Eat 北海道お食事券」

販売冊数	100万冊
販売実績	43万冊
販売場所	道内の金融機関 435カ所
登録店舗数	7,561(R3.11.12現在)

62

## 4. 「北海道飲食店感染防止対策認証制度」の実施状況について

**1 趣 旨** 飲食店の感染防止対策に必要な事項の取組状況を確認し、対策が実施されている場合に認証する制度により、飲食店における感染防止対策の実効性を高める。

### 2 実施内容

- (1) 対象者 道内で飲食業の営業許可を受けている事業者
- (2) 認証基準 28項目（国が示す標準的な基準を整理・統合）
- (3) 認証の流れ

申 請

現地調査

認 証

※必要に応じ事後調査

### (4) 認証のメリット

- ・感染防止対策にしっかりと取り組んでいることをアピール
- ・道のホームページで広く公表し、道内外の皆様に認証店の利用を促す
- ・今後の感染状況や国の基本的対処方針の見直し等により制限緩和の要件となる可能性

63

### 3 経過

- 9月24日 運用を開始し、札幌市を対象に受付開始
- 10月15日 石狩管内（札幌市除く）、旭川市、小樽市、函館市を対象に受付開始
- 10月22日 全道を対象に受付開始

### 4 実施状況（令和3年11月15日現在）

	申請件数	認証件数	申請率(認証率)
札幌市	6,328件	6,173件	63.3%(61.7%)
他地域	2,619件	1,586件	13.1%(7.9%)
全道	8,947件	7,759件	29.8%(25.8%)

※全道対象飲食店：3万店舗（札幌1万店舗、他地域2万店舗）

64